

Section 3 有意義な学校生活を送ろう

1 生徒心得

社会の一員として、また、飛鳥高校の生徒としての誇りと自覚を持ち、自己の目的を達成するために、以下の事項を守ることから学校生活を確立してください。

(1) 日常の学校生活

- ① 登校時間15時15分以降、活動時間21時45分、完全下校22時00分です。（原則として登校時間の繰り上げや下校時刻の延長はありません。）
- ② 下校後は近隣住民の迷惑にならないよう速やかに帰宅してください。（青少年の深夜〔午後11時～午前4時〕の外出は、東京都青少年育成条例に触れる行為です。）
- ③ 校内では、上履き(本校指定)を履いてください。（部外者侵入による危険防止及び給食等の衛生上の問題のために必ず守ってください。）
- ④ 生徒の登下校は「生徒昇降口」を利用します。正面玄関は来客・職員用です。（生徒は利用しないでください。）
- ⑤ 通学に自転車を利用する場合は、必ず事前に「自転車通学届」を提出し、登録時に渡されたシールを貼ってください。
生徒昇降口横（西側）の駐輪場に整頓して駐輪してください。（生徒昇降口や保健室前付近に放置駐輪しないでください。）
- ⑥ 授業時、休み時間も含め、原則、登校後の外出は認められません。（やむを得ない理由がある場合は、担任の許可を得ましょう。）
- ⑦ 休業日（土曜・日曜・祝日）の登校は原則できません。（部活動等の登校は許可が必要。）
- ⑧ 登校後は授業に出席し、授業がない時間帯は、「コモンホール」または「図書メディア室」にて待機します。（授業中に便所や立入禁止箇所にとどまる、校内をうろつくなどは絶対にしないでください。）
- ⑨ 校内での飲食は「コモンホール」で可能です。なお、定時制は「給食」が原則です。やむを得ない事情で給食を予約できず、食事をとった場合は、きちんと片付け、残った物は持ち帰りましょう。なお、汁が残るような食べ物は禁止です。
- ⑩ 儀式的行事、講演会などの集会では帽子を脱ぐなど襟を正し、場にあった社会人としてのマナーを心がけてください。
- ⑪ 欠席の連絡は、始業前に保護者から定時制職員室（担任）に電話連絡してください。
- ⑫ 校内での携帯電話等の充電を禁止します。
- ⑬ 校内のエレベーターは原則使用禁止です。（ケガ等で使用を希望する人は担任まで申し出てください。）

(2) 授業中の心得

- ① 始業直前には定められた座席に着席(体育は整列)し、速やかに授業が開始できるようにしてください。
- ② 教科書、ノート、上履きなどを忘れてはいけません。
- ③ 担当教員の指示に従い、授業の進行を妨げる私語はしないでください。

- ④ 遅刻をしないでください。遅刻してしまった場合は、授業の進行を妨げないよう入室してください。
- ⑤ 授業を早退するときは、理由を担当教員に告げて許可を得てから退室してください。
- ⑥ 携帯電話の着信音を鳴らしたり、操作したりしないでください。（授業中は電源を「OFF」にしてください。）
- ⑦ 授業が休講などの場合は、「コモンホール」または「図書メディア室」にて自習してください。

(3) 問題行動等への対応

学校の風紀を乱し他人に迷惑をかけるなど、日常の学校生活を送るために支障を来す行為には厳しく対応するのが本校の方針です。退学、自宅又は登校謹慎、説諭等があり、改善する意思のない生徒は本校に留まることはできません。なお、いずれの場合も保護者の来校が必要です。

以下の様な被害に遭う、また、目撃した場合には、速やかに担任やその他の先生に申し出てください。

- ① 他人の人格を無視し傷つける「いじめ」。
- ② 教職員、生徒、その他の者に暴力を振るう。（指導無視、生徒同士や部外者との喧嘩）
- ③ 教職員、生徒、その他の者に暴言を吐く、脅迫するような言動・態度をする。
- ④ 喫煙行為（校内外、登下校時、成人を問わず）及びその同席、また、タバコやライターの所持、禁煙パイポなど喫煙にかかわる一切。（校内は教職員も含め、全面禁煙です。）
- ⑤ 飲酒行為。（校内外、成人を問わず）
- ⑥ 薬物乱用行為。
- ⑦ オートバイ、自動車による通学。知人による送迎。（怪我などのやむを得ない理由で保護者が送迎する場合は、担任の許可を得てください。）
- ⑧ 地域からの信頼を損ねるような行為。学校周辺の公園や団地敷地内など公共の場でのうろつき・たむろ・飲食・喫煙・オートバイ放置など。（※王子郵便局前歩道のベンチや公園内は住宅敷地内です。苦情を受ける原因となるので、登校時間帯、夜間を問わず立ち入らないでください。特別指導の対象となります。）
- ⑨ 他人のロッカーを開け、他人の物を無断借用すること。
- ⑩ ロッカーなど備品やガラスなどの破損や汚損（落書きなど）。
- ⑪ インターネットを活用する際に、違法・有害情報にアクセスすること。また、インターネット上の掲示板や携帯電話のメールを利用して、他人を誹謗・中傷するなどの行為。
- ⑫ 友人などの部外者を校内に入れることや学校付近に待機させること。
- ⑬ 定期考査等での不正行為。

上記①～⑬の行為及び校内秩序を乱し他人を傷つけるような行為等には指導せざるをえません。その他、自分のとった行動は社会的に許されるものか、また、他人にいやな思いをさせるかをよく考えて、自分の行動には責任を持って学校生活を送ってください。

(4) 掲示

- ① 校内での掲示は、生徒会の許可を得て所定の場所に行うことができます。ただし、基本的人権を損なうもの・営利を目的とするもの・著しく風俗を害するものは許可されません。
- ② 掲示の調整・判断はすべて生徒会が行います。

(5) 遺失物・拾得物

遺失物・拾得物があったときは、生徒部に届け出てください。

(6) 器物破損

ガラス等、学校の施設を破損しないように注意して下さい。万一破損してしまった場合には直ちに先生方に連絡をして下さい。原則弁償することとなります。

(7) 盗難・紛失防止

貴重品などは、まず「なくならないように自分で管理する」習慣をつけてください。

- ① ロッカー、下駄箱には必ず鍵をつけましょう。
- ② 貴重品の管理は各人で責任を持ち、盗難や紛失などがないよう十分注意する。本人が管理できない時は、ロッカーに入れきちんと施錠するか担任または教科の先生に預けるようにしてください。

2 特別活動

学校で学習する活動には、教科を授業で学習する教科活動の他に特別活動があります。特別活動には、ホームルーム・生徒会活動・部活動・学校行事の4つの学習活動があります。本校を卒業する条件として、特別活動に参加しその成果がそれぞれの活動の目標からみて満足できるものと認められる必要があります。主体的な参加を期待しています。

(1) ホームルーム

原則として週1回のホームルームを中心に、教育相談や学年行事への参加や準備などを行います。大切な連絡があります。必ず出席してください。

(2) 生徒会活動

本校の全生徒で組織する生徒会を通して、学校生活の充実や改善・向上に関わる活動、学校行事への参加と協力、その他諸活動の企画・立案・調整等を行います。

(3) 部活動

本校生徒は、共通の興味や関心に基づいて集団を組織し体育的・文化的活動を行います。そのために部及び同好会を設立することができます。設立に関する議案の提出は生徒総会です。部及び同好会に顧問教員を置き、諸活動に関して指導・助言を受けます。なお、部活動登録は、文化系・運動系に関係なく2つまでとします。

(4) 学校行事

全校もしくは学年などを単位として、学校生活にリズムと潤いを与える行事を行うことで学校生活の充実感をさらに深めます。

3 給食

(1) 「給食予約システム」

- ① 定時制では原則として全員が給食を食べることになっています。ただし、特別な理由で給食を食べない場合は、辞退届にて必ず届け出てください。
- ② 「給食予約システム」により事前に予約をし、当日に食券を発行し食券と引換に受給します。
- ③ アレルギー等特別な事情のある人は必ず担任に相談してください。
- ④ 「予約の取り直し」は原則として2週間前までとなっているのでしっかり確認してください。

(2) 食堂内の約束事項とマナー

- ① 喫食時間は19:00～19:20です（学校行事等により変更になる場合もあります）。
19時20分には片付けを済ませ食堂を退室して下さい。
- ② 食堂の入口で「給食予約システム」用のパソコンのカードリーダーに「給食カード」を通し、暗証番号を入力して食券を取ります。（食券に自分の名前があるか必ず確認してください。）
- ③ 食券は他人に譲渡することはできません。
- ④ 給食はセルフサービスです。一列に並んで食券を食堂内の係に渡し、トレイを受け取ってください。
- ⑤ 給食以外の食べ物や飲み物（水、お茶以外）を持ち込むことや給食を持ち出すことはできません。
- ⑥ 給食は食堂の原則指定されたクラスの座席で食べてください。
- ⑦ 食べ終わったら、必ず椅子を上げ、テーブルをきれいにしてお膳をしてください。
- ⑧ 下膳もセルフサービスです。残飯は決められた容器に捨ててください。（尚、牛乳パックは空にし、ストローと分別して捨ててください。）
- ⑨ 給食を予約していない生徒の食堂内への入室は原則禁止です。また、必ず上履きで入室してください

4 図書・メディア室の利用について

図書・メディア室では、コンピュータによる本の貸出・返却や検索ができます。図書・メディア室の機能を十分に使って自分で調べ、自分で考える力を身に付けてください。

(1) 開館時間

月～金 15時15分～21時40分

閉館日（土・日曜日、祝祭日、生徒の来ない行事日）

長期休業中は、20時までの開館となります。

(2) 館内の利用

館内の資料は自由に見ることができます。ただし、読み終わったら元の場所に返してください。場所がわからない場合は、係に聞いて下さい。

(3) 館外貸出

- 1人5冊まで2週間以内です。
- 夏休み等は長期の貸出をします。

(4) 貸出手続き

- ① 借りる本が決まったら、カウンターへ持って来てください。
- ② 生徒証を提示してください。
- ③ 本に貼ってある「期限票」に返却期限のスタンプを押してもらったら手続きが完了です。
- ④ 返却するときは、カウンターに持って来てください。生徒証は必要ありません。
 - 期限内に読み切れないときは、予約者がいなければ貸出延長ができます。
 - 禁帯出図書は、原則として館内のみの利用です。ただし、特別の理由がある場合は、1日貸出が可能です。コミック等は1日貸出です。
 - 雑誌のバックナンバーは貸出可能です（ノートに必要事項を記入して、貸し出しします）。

(5) 図書・メディア室でのマナー

- ① 館内では、他の人の学習の迷惑にならないように静かに利用してください。
- ② 館内で飲食、携帯電話の使用と充電は禁止です。
- ③ 図書・メディア室の資料を紛失した場合は、原則として同一の本を買って返してください。
- ④ 資料の無断持ち出し、書き込み、切り取り等はしてはいけません。

5 保健室から

(1) 利用のしかた

- ① 保健室は全日制との共用です。お互いに気持ちよく使えるよう次のことを守ってください。
- ② 定時制の利用時間は、15:15～となります。それ以前は利用できません。
- ③ 来室したときは、養護教諭に病気やけがの状態を正確に申し出てください。授業中は、必要に応じて「保健室利用カード」を渡しますので、教科の先生に提示してください。
- ④ 保健室で対応できる病気やけがの範囲は、応急手当に限ります。
 - けがや病気の程度が重いときは、応急手当をしたのち病院受診をおすすめしています。また、保健室では内服薬を与えず、継続的な処置もおこなっていません。
- ⑤ 保健室が閉まっている時は、職員室に救急箱が置いてありますので、近くの先生に申し出てください。

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター、災害給付制度の利用について

学校の管理下（授業時間、休み時間、部活動、特別活動、登下校中等）でけがをして病院等を受診した場合、支払った分の医療費が戻ってくる制度です。この共済制度は高校入学時に手続きを済ませます。給付にあたっては一定の基準がありますので、申請手続き等は保健室まで問い合わせてください。

(3) 感染症にかかった時の出席の取り扱いについて

学校において予防すべき感染症

- エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウィルスであるものに限る）、痘そう
- インフルエンザ、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核

- 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、流行性嘔吐下痢症、その他の感染症

これらの感染症にかかったときは、直ちに学校まで連絡してください。後日、証明書を提出すると出席停止の扱いとなり、欠席とはなりません。登校許可証はホームページにありますので、ダウンロードして提出してください。もしくは担任に相談してください。

(4) 健康診断について

- ① 毎年4月から5月にかけて定期健康診断をおこないます。内容は以下の通りです。

- 身体測定・尿検査・内科、歯科、耳鼻科、眼科の各検診
- 新1年次生の胸部X線撮影、心電図検査
- 必要があれば新1年次生以外の心電図検査

健康診断の結果については本人に通知いたします。また、精密検査の必要な方には、その旨をお知らせします。

- ② 臨時健康診断

宿泊行事前に、健康状態の把握のため健康診断（内科）を行います。

(5) 保健相談

身体の調子がすぐれない、健康状態に不安がある、悩んでいる等の相談に応じます。また、専門書も置いてありますので活用してください（貸し出しはしていません）。

(6) 学校医等の紹介

内科	小湊 秀久先生
耳鼻科	佐多 弘策先生
眼科	木村 実先生
歯科	中谷 仁一先生
薬剤師	昼川 美晴先生

6 カウンセリング室から

(1) 利用のしかた

- スクールカウンセラーの来校日は年間38日です。（詳しい日程は後日配布します。）
- 相談時間については、1回につき原則45分となっています。
- 緊急性が高い内容や希望者が多数の場合は、時間調整をおこないます。
- 相談を希望する場合は、担任、養護教諭または相談担当へ申し出てください。また、直接カウンセラーに予約することも可能です。
- カウンセリング室を利用する対象者は、本校の生徒及び保護者に限ります。
- 学校生活を送る際の悩みや心配事などがある場合に、その解決に向けて相談活動をおこなっています。
- 相談内容については秘密が守られます。

7 MF（メンタルフレンドシップアドバイザー）ルームから

(1) 利用のしかた

- 130教室にて毎週18:00～21:30で活動しています。（曜日等は後日お知らせします。）
- 話し相手、遊び相手、勉強の手助け、などさまざまな支援にお応えしています。
- 定期的にイベントを行っています。
- 休み時間や空き時間に利用できます。
- 入り口では上履きを脱いで入室してください。